

## 規則等の案の概要

### 1 規則等の案の題名

静岡市林地開発許可審査基準及び一般的事項の一部改正について（案）

### 2 規則等を定める根拠となる法令の条項

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項

### 3 改正の趣旨

静岡市は、森林法第10条の2第1項の規定による許可に係る審査基準（同項の規定による許可をするかどうかを法令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。）又は同項の規定による許可に関する行政指導に係る行政指導指針（同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときにこれらの行政指導に共通してその内容となるべき事項をいう。）として、静岡市林地開発許可審査基準及び一般的事項（平成18年4月1日制定。以下「本件基準」という。）を定めている。

太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為の許可基準の運用細則について（令和元年12月24日付け元林整治第686号林野庁長官通知）が発出されたことに伴い、本件基準の一部を改正する。

### 4 規則等の案の内容（改正の内容）

#### （1）太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為の許可基準の運用細則の制定等

本件基準に別紙として太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為の許可基準の運用細則（別添資料1。以下「本件細則」という。）を加えるとともに、本件細則の追加に伴う所要の改正を行う。

#### （2）周辺の自治会に対する開発行為の周知手続に係る事項の追加

静岡市森林における開発行為の許可に係る指導要綱（平成18年静岡市告示第343号）に基づいて周辺の自治会に対して開発行為について周知する手続を適切に実施することに係る事項を追加する。

#### （3）用語の整理その他の形式的な変更

用語の整理その他の形式的な変更を行う。

5 規則等を施行する時期（予定）

令和5年6月頃